

## 住まいの耐震対策！

守山市木造住宅無料耐震診断

守山市木造住宅耐震改修事業補助金

守山市木造住宅耐震対策除却事業補助金



・昭和56年5月以前の木造住宅なら耐震診断はお済みですか？

👉 耐震診断が未だなら、**無料耐震診断**を受けてみませんか！

【対象建築物】

- ・延べ面積の1/2を超える部分が住宅として使われている  
階数が2階以下かつ延べ面積が300㎡以下
- ・木造軸組み工法のもの(軸組壁工法、丸太組工法や大臣等の特殊な  
認定を受けたものは除きます)
- ・過去に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの

### 耐震診断結果《総合評点》

0.7未満 倒壊する可能性が高い  
0.7以上  
～1.0未満 倒壊する可能性がある  
1.0以上  
～1.5未満 一応倒壊しない  
1.5以上 倒壊しない

総合評点  
0.7未満  
と診断され  
たら

補強案と  
概算費用  
作成



👉 **耐震改修**あるいは**除却**の補助金をご活用ください  
(申請要件等は裏面に記載、必ずご確認ください)

耐震改修



除却



★工事を行う前に、まずは交付申請が必要です。工事着手後の申請は受付できません  
★予算に達した場合、年度内の受付を終了することがあります

【お問合せ先】

守山市建設部 建築課

電話:077-582-1139

# 耐震改修・除却 共通要件

対象建築物・対象事業・対象者等

- 昭和56年以前建築の2階以下で延床面積300㎡以下の木造軸組工法の住宅(守山市内)であること。
- 一般診断法または精密診断法による耐震診断の結果、総合評点0.7未満の住宅であること。
- 設計者と施工者とも、滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録されている者であること。
- 交付決定後の事業着手であること(事業着手とは、当該工事の設計に係る契約締結した時点です。契約や工事着手後の申請受付はできません。)
- 令和6年11月末までに交付申請を行い、令和7年3月10日までに工事完了すること。
- 守山市内に補助対象建築物を有し、税金を完納しており、地震による被害の軽減を目的とする補助金を受けたことがない、又、過去にこの補助金を受けていないこと。

★工事を行う前に、まずは交付申請が必要です。工事着手後の申請は受付できません。予算に達した場合、年度内の受付を終了することがあります。

## 耐震改修

耐震改修工事により、総合評点が0.7以上になるものが対象です

耐震改修工事費区分		50万円超～ 100万円以下	100万円超～ 200万円以下	200万円超～ 300万円以下	300万円超～
基本補助額		25万円	50万円	75万円	100万円
加算項目	居住者に高齢者(満65歳以上の方)を含む	+5万円	+5万円	+10万円	+20万円
	高齢者のみの世帯	—	+5万円	+10万円	+10万円
	設計・施工・監理が市内業者のみ	+5万円	+5万円	+10万円	+10万円
	緊急輸送道路等沿いの住宅で一定の条件を備える	—	+5万円	+10万円	+10万円
	避難経路バリアフリー化 ※1	—	20% (上限5万円)	20% (上限10万円)	20% (上限10万円)
	子育て世帯 (居住者に中学生までの子を含む)	—	+5万円	+10万円	+10万円
	内覧会の開催	—	+5万円	+10万円	+10万円
最大補助額		35万円	80万円	135万円	170万円

※1 避難経路となる廊下などのバリアフリー化(段差解消や手すり設置など)工事をいう。補助額は当該工事費の20%(上限あり)です。

## 除却

総合評点0.7未満の建築物を、1棟全て解体する場合は対象です

※3 現に居住の木造住宅(総合評点0.7未満)で、耐震改修工事を検討された結果耐震改修工事を断念され場合が対象です。

除却工事費区分	50万円超～ 100万円以下	100万円超～ 200万円以下	200万円超～ 300万円以下	300万円超～
基本補助額 ※3	10万円	20万円	40万円	60万円

## 改修補助金の例

《総合評点》

工事前 0.30 ⇒

工事後 0.77



《家族構成》



高齢者含む割増  
+10万円

子育て世帯割増  
+10万円

この場合 合計115万円 の補助を受けることができます

《工事費》

耐震改修工事

耐力壁の増設、基礎補強 210万円

避難経路バリアフリー改修工事

手すり設置、段差解消工事 50万円

その他のリフォーム工事

計 100万円

360万円

基本補助額  
75万円

避難経路  
バリアフリー工事  
+10万円

《設計・施工》

市内業者のみ

市内業者割増  
+10万円



\* 詳細は各補助金交付要綱に定めています